

## 受給者減額を行う際の特例一時金支給による財政への影響確認について(厚年)

対象先	DB年金	<b>厚年基金</b>	DC	退職金	その他
内容	法令通知	<b>財政運営</b>	資産運用	会計基準	その他

ご参考に厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

標記につきまして、厚生労働省より信託協会あてに連絡等がありましたのでご案内致します。

### 【ポイント】

直近の財政決算において、最低責任準備金 > 純資産である厚年基金が受給者減額を行う場合、減額対象者への書面等により特例一時金の受給予定者数を調査のうえ、財政への影響（特例一時金の受給状況を勘案した減額効果）を検証した資料を地方厚生局あてに提出することを必須とする。

受給者減額を行う際、受給者等のうち希望者に対して支給される、当該者に係る最低積立基準額相当分または減額相当分の一時金。

- 厚生労働省では、特例一時金の支給が多くなれば、厚年基金の財政悪化につながる恐れがあるため、受給者減額前に特例一時金の支給による財政への影響の把握を今まで以上に入念に行っていくこととした。
- 本件、事務連絡の発出は行わないが、地方厚生局あてには周知済みであり、当該資料等の詳細は、受給者減額の事前相談時に地方厚生局から指示することになる。

現在信託協会を通じて詳細内容を確認中であり、新たな情報が判明次第、ご連絡致します。

以上